

ンターによってITUCタイ評議会が結成されるといった動きが見られる。

c 使用者団体

使用者団体の協議会は、2008年1月現在12団体あり、意見の違いから分裂を繰り返している。代表的なものとして、1976年に設立されたタイ経営者連盟(ECOT: Employer's Confederation of Thailand)、1994年設立のタイ貿易産業使用者連盟(ICONTHAI: Employers' Confederation of Thai Trade and Industry)がある。

d 労働争議の発生件数等

2007年の労働争議の発生件数は75件、うちストライキ1件、ロックアウト2件となっており、これまで労使関係は比較的安定してきたが、2009年末の賃金改定・ボーナスに関する交渉においては、日系企業においても多くの企業で労使紛争が広範に発生したとされている。その手法は、残業拒否などの合法的なものに加え、法定の手続きを経ないスト、生産妨害など違法なものも多く見られ、手法が過激化しているといわれる。

(注1) 労働省に属する機関で、日本のハローワークにあたる。

(注2) タイ海外雇用センター(Thailand Overseas Employment Association: TOEA)という組織が労働省雇用局に設けられている。

フィリピン

1 経済情勢

経済成長の牽引役は、需要面から見ると堅調な個人消費・輸出であり、供給面から見るとGDPの約半分を占めるサービス業が中心。2007年の実質GDP成長率は7.1%と、過去31年間で最高となったが、2008年の経済危機を受け成長率は大幅に鈍化しており、2008年の実質GDP成長率は3.8%に減速した。2009年に入っても第1四半期の実質GDP成長率は対前年同期比0.6%、第2四半期、第3四半期は共に0.8%と低迷が続いている。

また、2008年12月の輸出額は前年同月比40.4%も減少し、9月の44億3,865万ドルから26億7,235万ドルになった輸出の急激な落ち込みを受け、国内では失業者対策が緊急課題となっている。

経済危機は国内にとどまらず、海外で働くフィリピン人の失業にもつながった。海外で働くフィリピン人は海外雇用庁(POEA)の推計によれば2007年末には870万人いるとされるが、海外雇用庁によれば、2008年10月から2009年2月の間に少なくとも5,700人が解雇された。

〈表2-86〉 フィリピンの実質GDP成長率

年	2006	2007	2008				2009			
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	5.3	7.1	3.8	3.9	4.2	4.6	2.9	0.6	0.8	0.8

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月例海外経済データ」

(注) 各四半期の値は対前年同期比。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

失業者数はアジア通貨危機前までは200万人台で推移してきた。1998年以降は300万人台で推移するようになった。新基準(表2-87(注2)参照)に移行後は300万人を割りこみ、2007年には225万人になった後、経済危機を受け直近は300万人弱まで再び増加傾向にある。

失業率は、新基準に移行後の2005年には8%台だったが、2007年には6.3%まで低下した。その後経済危機を受け失業率は7%台で推移している。

〈表2-87〉 フィリピンの雇用・失業の動向

(千人、%)

年	2006	2007	2008	2009			
				1月	4月	7月	10月
就業者数	32,886	33,672	34,533	34,258	34,993	35,509	35,477
労働力率	63.8	63.2	63.7	63.3	64.0	64.6	64.0
失業者数	2,620	2,246	2,525	2,855	2,830	2,922	2,719
失業率	7.4	6.3	6.8	7.7	7.5	7.6	7.1

資料出所 フィリピン国家統計局 “Labour Force Survey”
 (注1) 2008年までの数値は各年10月の数値。
 (注2) 失業者の定義を、2005年4月調査分からILO基準に準拠したものに改めた。
 失業者の定義は、①職に就いておらず、かつ②職を探している、③職が見つければすぐに就くことができる、を満たす者

(2) 雇用・失業対策の概要

フィリピンにおける公共職業安定機関(Public Employment Service Office: PESO)は、1999年PESO法に基づき設立・認可された機関であって、就職の提供やカウンセリング等雇用サービスを無料で提供するものとされている。これらは、国立大学、地方自治体、NGO、コミュニティ・ベースの各種団体により運営されている。労働雇用省やその地方事務所はこれらPESOと連携しており、PESOの技術指導も行い、これら全体で国の雇用サービスネットを形成している。

(3) 失業者の救済制度

フィリピンの労働法には、失業保険に関する規定はない。ただし労働雇用省による国内および海外の失業者のための支援策がある。技能・生活関連訓練、生活支援、農村労働プログラム、公共雇用サービス局や求人・求職情報マッチングシステム(Phil-JobNet)による雇用促進サービスがある。

(4) 職業能力開発対策

アロヨ政権は年間100万人の雇用創出を優先課題のひとつに掲げているが、労働力人口は増加を続けており、フィリピンは急激な人口の増加に雇用の創出が追い付かない状況が続いている。このため、人的資源を育て上げ、国際的に売り込むために、職業能力開発が担う役割と期待は非常に大きい。

職業訓練教育と技能開発を所管している技術教育技能開発庁(TESDA) は、2005年から2009年までの5か年計画「国家技術教育技能開発計画」を策定し、国

際水準を満たした人材を育成する方針を示した。

(5) 若年者労働対策

原則として15歳未満の児童は就労できない。また、労働法により、使用者は年齢による差別をしてはならないと規定している。貧困等によって就学していない児童数は中等学校生^(注1)で全体の4割近くに達している。彼らは生活費を稼ぐために違法就労したり、場合によっては人身取引に巻き込まれるケースがある。政府は、貧困家庭の若年者(15-25歳、生徒、退学者含む)に対し、教育費の支払いが可能となり、就学できるようにするため、夏休み等を利用して収入を得る機会の提供や提携した企業内での技能の取得(OJT)を支援する施策等を講じている。

(6) 海外出稼ぎ労働者

a 概要

フィリピン中央銀行(BSP)によると、2008年の海外フィリピン人労働者(Overseas Filipino workers: OFW)からの送金額は、2007年(144.5億ドル)より13.7%増加し164億3千万ドルとなった。但し、経済危機を受けて2009年1月～8月までの送金額は113億4千万ドルと、対前年同期比で3.7%増に留まっている。OFWに関する政策を所管するフィリピン海外雇用庁(POEA)によると、2008年のOFW派遣数は前年比14.7%増の123万6千人で、うち船員を除く新規就業者(New Hires)は前年比20.3%増の37万7千人であった。教育を受け高い技術を有する専門職(エンジニア、看護師等)や船員の多くが海外へ派遣されている。2008年における船員を除くOFWの渡航先の上位はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール、香港、シンガポールである。

b 背景

現在多くの労働者が海外に出稼ぎ労働に行くことを希望し、失業率の上昇に歯止めをかけている。また、海外出稼ぎ労働者からの送金は、フィリピン国内の経済を支えている(GDPの13%前後)。海外出稼ぎ労働者からの送金の大部分は、アメリカ、サウジアラビア、カナダ、イタリア、英国、日本、香港、アラブ首長国連邦からであ

る^(注2)。

c 内容

少子高齢化が進む先進国の中には、看護師及び介護士が不足しており、労働力不足を外国からの労働者で補おうとする国もある。海外雇用庁(POEA)によると、フィリピンから新たに海外へ渡った看護師は2008年で11,495人、介護士は10,109人であり、高止まりの傾向にある。

フィリピン国内では看護師や介護士の志望者が多く、国内市場が供給過剰状態になっており、それが原因で給料の低下がみられる。こうした中、高給を求めて国外に出る看護師・介護士の数は増加傾向にある。医療従事者の海外流出が進むと、国内市場の需給バランスが保たれるとし、労働雇用省は海外派遣を推し進める考えを示している。これに対し、保健省は、優秀な看護師等の海外流出は国内の医療体制の崩壊を招くと危機感を表明している。

d 海外出稼ぎ労働者に関するリスク

看護師のような高い技能を持ったOFWの他に、メイド等のドメスティック・ワーカーといわれるOFWも多数国外にいる。彼らは使用人の自宅内で就労しているため、時には使用人から暴行を受けたり、内戦等でOFW自身に危険が及ぶような場合には、帰国を余儀なくされる等、常にリスクと隣り合わせとなっている。

3 労働条件対策

(1) 労働時間の動向

法定労働時間(適用除外を含む^(注3))は、1日の標準労働時間は8時間を超えてはならないとされている。

〈表2-88〉フィリピンの週当たり労働時間の推移

	(時間)						
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
週労働時間	40.9	40.8	41.1	41.2	41.6	41.1	41.4

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局(Bureau of Labor and Employment Statistics) "Philippine Industry Yearbook of Labor Statistics"

(2) 労働災害の動向

労働災害発生件数の約6割が就労を休まなくてもよ

い軽微なものである。死亡事故は、170件(2003年)となっている。

〈表2-89〉フィリピンの労働災害発生件数の推移

	(件)				
年	2001	2002	2003	2004	2005
労働災害発生件数	—	57,752	58,720	—	—

資料出所 労働雇用省 "Integrated Survey"
(注) 20人以上の事業所

(3) 賃金制度

a 最低賃金制度

最低賃金額は地域により異なり、非農業部門で1日当たり382ペソ(2008年6月、マニラ首都圏、緊急生活手当を含む。)で、2009年は最低賃金額の引き上げは見送られる見通しである。農地の小作人、メイド、個人用運転手等の家庭内使用人、内職者等は適用除外、常用労働者10人以下の企業は適用除外の申請が可能となっている。

政労使からなる地方三者賃金生産性委員会が改定を行う。不服のある関係団体は、政労使からなる国家生産性委員会に不服申立てが可能である。

b 所定外賃金

所定外の就労時には通常賃金の25%以上、夜間(22時~6時)の就労には通常賃金の10%を支払わなければならない。

4 労使関係施策

フィリピンは、アメリカ統治の影響もあり、アジアの中で最も民主主義が定着している国の一つである。

1953年に産業平和法により団交権・スト権が付与され、労働組合の数は大幅に増加し、ストや労働組合間の対立も増加した。1974年に労働法典が制定され、現在の労使関係の法的枠組みが作られた。

1986年の政変以降、労使対立を避け双方の利害を調整していくことを目的として政労使三者体制が制度化されていった。かつて活発であった労働組合運動や労働争議は低下傾向をたどった。

2007年に労働組合法の改正(R.A.9481)があり、改正前に比べて労働組合が容易に設立できるようになっ

た。

行政に訴える前に当事者間で問題解決にあたる「代替
争議解決方法」により、ストライキやロックアウトまで問
題が拡大しなくなったことが挙げられる。

(1) 労働団体

a 労働組合員数

〈表2-90〉フィリピンの組合数・組合員数

(組合、千人)						
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
組合数	15,444	16,091	16,723	17,132	16,778	17,021
組合員数	1,469	1,517	1,572	1,910	1,855	1,918

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局(Bureau of Labor and
Employment Statistics) "Philippine Industry
Yearbook of Labor Statistics"
(注) 2007年の数値は速報値。

b 労働者団体

主要なナショナルセンターとして、フィリピン労働組
合会議(Trade Union Congress of the Philippines:
TUCP)、労働者諮問協議評議会(Labor Advisory
Consultative Council:LACC)、5月1日運動(Kilusang
Mayo Uno : KMU)、自由労働者連盟(Federation of
Free Workers : FFW)等がある。

(2) 使用者団体

唯一の全国的な組織として、フィリピン経営者連盟
(Employers Confederation of the Philippines:
ECOP)がある。現在会員には、大手企業や各国商工会
議所等、500件以上が登録されている。

(3) ストライキ／ロックアウト件数の動向

件数は年々減少傾向にある。要因の一つとしては、

〈表2-91〉フィリピンのストライキ／ロックアウト件数

(件)						
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
通告件数	752	606	558	465	353	340
実際に実施された件数	36	38	25	26	12	6

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局(Bureau of Labor and
Employment Statistics) "Philippine Industry
Yearbook of Labor Statistics"

(4) 労働協約(CBA)件数の動向

〈表2-92〉フィリピンの労働協約件数

(件)						
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
件数	588	415	399	459	536	318

資料出所 労働雇用省雇用労働統計局(Bureau of Labor and
Employment Statistics) "Philippine Industry
Yearbook of Labor Statistics"
(注) 2007年の数値は速報値。

- (注1) フィリピンの中等学校は4年制を取っており、日本の中学
1年から高校1年にあたる。
- (注2) 但し中央銀行は、海外出稼ぎ者が利用する海外各都市
の送金センターは主に在米の提携先銀行を経由して送金
するのが慣例のため、統計は実際の送金元を示すものでは
ないと説明している。
- (注3) 労働法87条に規定されており、政府部門の被雇用者、管
理職、現場保守要員及びこれらに従属する者、家内労働者、
個人に雇用される者、該当する規則において労働雇用省長
官が監督する出来高払いの労働者が法定時間適用から除
外されている。